

Fight!
Fukushima!

がんばろう
ふくしま!

週刊 避難者応援情報紙

浜通り

3月13日発行

Vol.637

さんじょうライフ



皆様の生活する上での不安や疑問を少しでも解消していただくための情報紙として、毎週お届けします。

目次

●被災自治体News

南相馬市	2
浪江町	4
双葉町	6

●NEXCO東日本

- ・原発事故による警戒区域等から避難されている方に対する高速道路の無料措置
～令和7年3月31日まで延長～ --- 11
- ・原発事故による母子避難者等を対象とした無料措置
～令和7年3月31日まで延長～ --- 12
- ・よくあるご質問（原発事故の警戒区域等に居住されていた方・居住地が特定避難勧奨地点の設定を受けた方を対象とした無料措置および本無料措置の適用に必要なふるさと帰還通行カードについて）
----- 13

●三条市News

・東日本大震災 黙祷及び献花	21
----------------	----

●新潟県

・県外避難者の受入状況	22
-------------	----



原発事故による警戒区域等から避難されている方に対する高速道路の無料措置

～令和7年3月31日まで延長されます～

👉 11ページをご覧ください。

原発事故による母子避難者等を対象とした無料措置

～令和7年3月31日まで延長されます～

👉 12ページをご覧ください。



南相馬市からのお知らせ

避難指示区域別居住状況(令和6年2月29日現在)

3月6日HP更新

旧避難指示区域内の小高区および原町区の居住人口は、2月29日現在で4,356人となり、同区域内の住民登録人口(6,920人)に占める居住率は62.9パーセントになりました。

▶ 旧避難指示区域内の住民登録人口と居住人口の推移(令和6年2月29日現在)

https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/11/kyojyujinnkousui_060229.pdf



▶ 避難指示区域別の世帯数と人口(令和6年2月29日現在)

https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/11/kyojyujinnkou_060229.pdf



問い合わせ

復興企画部 被災者支援課

TEL 0244-24-5223



みなみそうまチャンネル

電話でのお問合せ
TEL:0244-26-5663

南相馬市

<http://www.minamisoma.tv/channel/>

今週の番組

番組内容 [3/8~3/15]

- 毎時 00分~ オープニング&今週の番組
- 02分~ 第36回野馬追の里健康マラソン大会
第18回ウォーキング大会
- 21分~ 馬とのふれあい学習in鹿島小学校
- 30分~ 生涯学習チャンネル 竹で一輪挿しを作ろう!
- 41分~ シェリー&ネイトのEnglish Corner
“Lesson23 学校で学ばなかった便利な英語フレーズ ~久しぶりに会う時 編~”
- 45分~ 相馬野馬追開催日程の変更のお知らせ
- 46分~ 南相馬市いきいき80体操~筋力トレーニングSTEP2編~
- 51分~ 四季百景~南相馬 山紫水明の間から~
- 57分~ 気を付けろ“ながらスマホ”
- 59分~ リクエストアワーのお知らせ



みゆーまくん

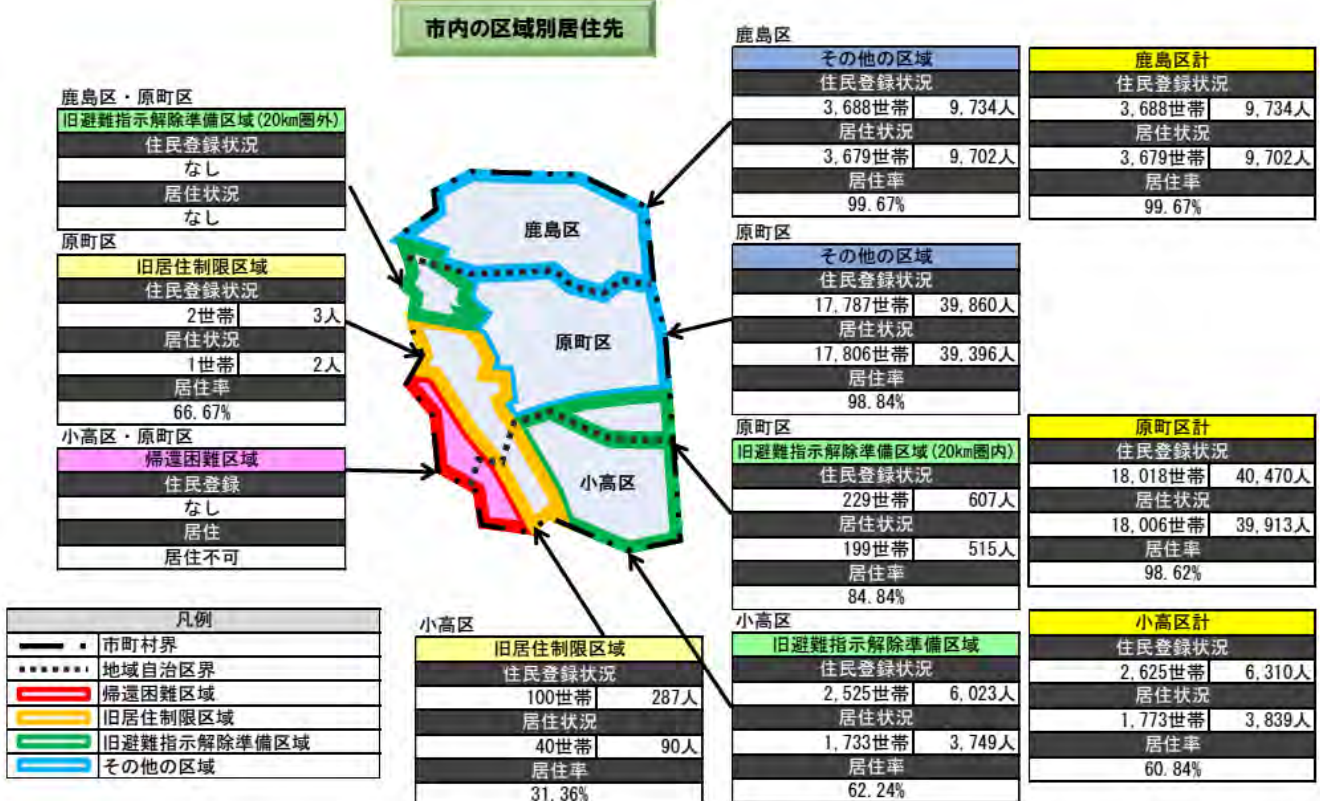
南相馬市の旧避難指示区域別の住民登録人口と居住人口

被災者支援課

区名	避難指示区域分類	世帯人口	住民登録		令和6年2月29日時点で住民登録が有者の実際の居住先							
					市内				市外			
					旧避難指示区域内		その他				計	
					H23.3.11	R6.2.29	居住数	うち65歳以上			居住数	うち65歳以上
小高区	帰還困難区域	世帯 人口	1 2	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0		
避難指示区域計		世帯 人口	1 2	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0		
小高区	旧居住制限区域	世帯	127	100	42		30		72		50	
		人口	532	287	97	43	84	43	181	86	106	
	旧避難指示解除準備区域	世帯	3,664	2,525	1,731		333		2,064		771	
		人口	12,308	6,023	3,742	1,836	669	307	4,411	2,143	1,612	
計		世帯	3,791	2,625	1,773		363		2,136		821	
		人口	12,840	6,310	3,839	1,879	753	350	4,592	2,229	1,718	
原町区	旧居住制限区域	世帯	7	2	1		1		2		0	
		人口	12	3	2	1	1	1	3	2	0	
	旧避難指示解除準備区域	世帯	377	229	199		14		213		38	
		人口	1,427	607	515	274	21	13	536	287	71	
計		世帯	384	231	200		15		215		38	
		人口	1,439	610	517	275	22	14	539	289	71	
旧避難指示区域計		世帯	4,175	2,856	1,973		378		2,351		859	
		人口	14,279	6,920	4,356	2,154	775	364	5,131	2,518	1,789	
原町区	その他区域	世帯	16,401	17,787	0		17,456		17,456		661	
		人口	45,677	39,860	0	0	38,707	13,864	38,707	13,864	1,153	
鹿島区	その他区域	世帯	3,462	3,688	0		3,651		3,651		72	
		人口	11,603	9,734	0	0	9,616	3,686	9,616	3,686	118	
その他区域計		世帯	19,863	21,475	0		21,107		21,107		733	
		人口	57,280	49,594	0	0	48,323	17,550	48,323	17,550	1,271	
合計		世帯	24,039	24,331	1,973		21,485		23,458		1,592	
		人口	71,561	56,514	4,356	2,154	49,098	17,914	53,454	20,068	3,060	

- 1 住民登録人口は住民基本台帳に令和6年2月29日までに入力されたデータを基に算出。
- 2 居住人口は避難者等情報管理システムを基に算出。
- 3 世帯員が異なる場所に避難をしているケースがあるため、住民登録世帯数と実際の居住世帯数は異なる。
- 4 その他区域…避難指示区域・旧避難指示区域を除いた区域。

市内の区域別居住先





浪江町公式YouTubeチャンネルから

復興と新たなまちづくりに挑戦する浪江町

2024年3月11日。

東日本大震災と、東京電力福島第一原子力発電所の事故の発生から13年が経ちます。

浪江町では、今もなお町の面積の8割が帰還困難区域に指定されています。しかし、2017年3月31日に一部地域の避難指示が解除になり、2023年3月31日には特定復興再生拠点区域の避難指示も解除されました。

住民が居住できるようになり、生活や学校の再開、農業・漁業の復活、新しいエネルギーを活用したまちづくりなど、復興を進めています。

震災発生から13年間の浪江町の復興の経緯と、これからのまちづくりについてご紹介します。

【復興と新たなまちづくりに挑戦する浪江町】

0:36 震災前から震災発生当時

2:29 避難指示解除までの歩み

4:08 避難指示から現在まで

5:52 今後のまちづくりビジョン

▶ https://youtu.be/96_glmIcauE



浪江町の景色がたくさん出てくる短編映画が公開されました

経済産業省「福島浜通り映像・芸術文化プロジェクト」の一環として、浜通りの撮影環境としての魅力を発信するため、浜通りを舞台にSF映画を作ろうとする若者と地元の女性との交流を描いた「時空(トキ)ヲコエテ」が制作されました。

映画は、3月2日からYouTubeにて配信されています。

浪江町の請戸の浜や漁港など、町の景色が多くみられます。

地域の方々が、エキストラボランティアとしても登場しています。ぜひ、ご覧ください。

▶ 短編映画「時空(トキ)ヲコエテ」

<https://www.youtube.com/watch?v=qC2m1uO0byY>

※約20分



キャスト: 寄川歌太 / 池津祥子 / 山内慶太郎 / 久留飛雄己 / ワタリセイユウ

監督・脚本: 近藤大介 音楽: PONCH!

エンディングテーマ:「時空ヲコエテ」歌 山本きゅーり(ノンブラリ)/作詞・作曲 PONCH!

ロケーションコーディネーター・撮影協力: 一般社団法人 相双フィルムコミッション

©2024 METI Ministry of Economy, Trade and Industry / jeki /
TOHOKUSHINSYA FILM CORPORATION / Daisuke Kondo





双葉町からのお知らせ

双葉町電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(7万円の追加給付)の 支給について

3月4日HP更新

電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(7万円の追加給付)を受給した世帯のうち、18歳以下の児童が属する世帯に対して、児童1人あたり5万円を加算して給付します。
なお、本給付金は差押禁止等および非課税の対象となります。

対象世帯

基準日(令和5年12月1日)に双葉町に住民登録がある住民税非課税世帯。(同一の世帯に属する全員が令和5年度分の市町村民税均等割が課されていない世帯)

支給額

18歳以下の児童(平成17年4月2日生まれ以降の児童)1人当たり5万円

手続きについて

令和6年2月末から支給実施の「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(7万円の追加給付)」で受給実績のある世帯主様名義の口座へ振り込みを行います。

上記以外(基準日以降に生まれた新生児等)の方については、別途申請書の提出が必要となります。双葉町健康福祉課福祉介護係までご連絡ください。

※ 申請書内容の不備(世帯主・口座情報の確認が取れない、所得未申告など)により、令和6年3月29日(金)までに町からの支給が完了できない場合、当該申請は取り下げられたものとみなします。

受付期限

3月22日(金)

問い合わせ

健康福祉課 福祉介護係

TEL 0240-33-0131

双葉町公式X(旧Twitter)から

双葉郵便局が13年ぶりに営業を再開

今日3月7日に、双葉郵便局オープンセレモニーが行われました。

双葉町の郵便局は震災等により営業を休止していましたが、JR双葉駅前の通り沿いに移転し、13年ぶりに町内での営業を再開することができました。

「双葉町の郵便局からハガキを出したい」と、さっそく利用される方も見られました。



双葉町HP「町長の活動状況」から

災害対策本部演習

2月29日

2月29日、双葉町役場において双葉町災害対策本部演習を実施しました。

伊澤町長を本部長として職員等約40人が参加し、町内で震度6強の地震が発生し、大津波警報が発令されたことを想定し、初動対応や災害対策本部の立ち上げ、避難所の運営や他機関との連携などを、町の地域防災計画や職員災害対応マニュアル(暫定版)に沿って確認しました。



双葉町HP「町長の活動状況」から

ウクライナ視察団町内視察

2月22日

2月22日、ウクライナ政府および自治体の職員10人が双葉町を訪れました。

双葉町役場で復興状況についての説明を受け、町内の事業所(浅野燃糸(株))を見学した後、双葉町産業交流センターにおいて、伊澤町長と意見交換を行いました。

JICA(国際協力機構)によるウクライナ復興・復旧プロジェクトの一環で、東日本大震災および東京電力福島第一原子力発電所事故の被災地を訪れ、国土や地域の復興状況の視察を行うものです。

意見交換では住民帰還に対する支援策や町づくりに対する質問が相次ぎ、伊澤町長は一つ一つに丁寧に回答するとともに、「双葉町も復興の途上であるが、ウクライナの復興を心から願っています」と激励しました。



生徒海外派遣事業結団式

2月20日

2月20日、いわき市の町立学校体育館において令和5年度生徒海外派遣事業結団式が行われました。昨年1月に町立学校のALTの出身地である英国を訪問し、友好都市や生徒同士の交流に向けた事前調査を行い、今回の中学生の派遣が実現しました。

結団式では伊澤町長が、「体験を通して海外の文化に触れ、生徒同士の交流を深めより強い絆を築いてほしい」とあいさつしました。



双葉町HP「町長の活動状況」から

双葉南・北小学校創立150周年記念式典

2月20日

2月20日、いわき市の町立学校体育館において双葉町立小学校創立150周年を祝う会が開催されました。

明治6年に前田小学校(現双葉南小学校)と日新小学校(現双葉北小学校)が創立され、両校は、震災と原発事故により3年間の休校を経ていわき市内で再開しました。いわき市の仮設校舎は平成26年8月に落成し、10周年を迎えます。

伊澤史朗町長は、環境が変わっても教育活動を続けてこられた歴代の校長先生をはじめ諸先生方、保護者や地域の皆さんに敬意を表すとともに、児童に対しても「未来に向かって羽ばたいてほしい」とお祝いの言葉を述べました。



伊藤環境大臣が町内を視察

2月18日

2月18日、伊藤信太郎環境大臣が町内視察のため来町されました。

伊澤町長は、12月に除染を開始した特定帰還居住区域内の三字行政区を案内したほか、駅西住宅や産業交流センター屋上で町の復興状況などについて説明を行い、「ご覧いただいたように町の復興はスタートしたばかりであり、今後とも継続したご支援をお願いします」と要望しました。



双葉町HP「町長の活動状況」から

原子力災害からの福島復興再生協議会

2月18日

2月18日、福島市エルティにおいて、第28回原子力災害からの福島復興再生協議会が開催されました。土屋品子復興大臣をはじめ、坂本哲志農林水産大臣、斎藤健経済産業大臣、伊藤信太郎環境大臣、森屋宏内閣官房副長官、内堀雅雄福島県知事が出席されました。

伊澤町長は、福島県原子力発電所所在町協議会代表として出席し、国からの説明、県からの説明の後で意見交換が行われ、特定帰還居住区域の幅広い認定と帰還困区域の早急な除染、避難指示解除、避難地域の財源の確保、廃炉およびALPS処理水の海洋放出の安全かつ着実な実施、原子力損害賠償の実態に即した賠償の実施について説明し、要望しました。

原子力発電所所在町協議会視察研修

2月15日、16日

2月15日、16日に福島県原子力所在町協議会の視察研修が新潟県柏崎刈羽原子力発電所において行われました。

伊澤町長は、伊藤町議会議長と富岡町、大熊町、楡葉町の町長、議長と共に参加しました。

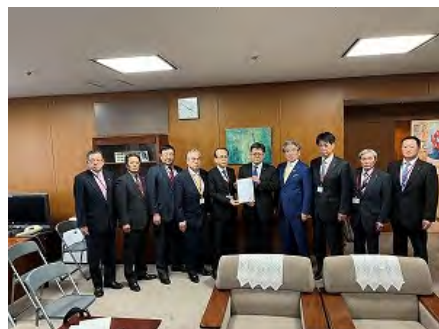
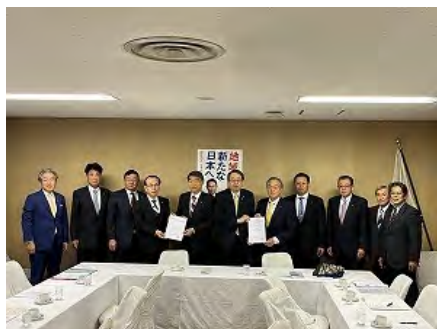
柏崎刈羽原子力発電所では、発電所の現況と、福島第一原子力発電所事故の経過と教訓を踏まえた対策として(1)津波から発電所を守る。(2)電源を絶やさない。(3)原子炉を冷やし続ける。(4)放射性物質の拡散を防ぐ取り組みについて担当者から詳しい説明を聞きました。



帰還困難区域を抱える町村の要望活動

2月7日

2月7日、原発事故による帰還困難区域を抱える町村の協議会(浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、葛尾村)による要望活動が行われ、伊澤町長は伊藤町議会議長、各町村長、議会議長とともに、復興庁、経済産業省、環境省、自由民主党東日本大震災復興加速化本部に対し、要望を行いました。





原発事故による警戒区域等から避難されている方に対する高速道路の無料措置 ～令和7年3月31日まで延長されます～

令和6年3月8日
東日本高速道路株式会社

原発事故による警戒区域等から避難されている方に対する高速道路の無料措置について、当面、令和7年3月末まで期間を延長する旨、国土交通省から発表がありましたのでお知らせします。

【国土交通省 令和6年3月8日記者発表内容(概要)】

- 原発事故による警戒区域等からの避難者に対する高速道路の無料措置について、令和7年3月31日(月)まで延長。
- 制度本来の趣旨・目的に沿わない利用が確認されたことなどを踏まえ、本措置の利用時に必要となる「ふるさと帰還通行カード」については令和5年11月から更新カードへ移行し、適正化措置を実施しているところ。更新カードの利用実態を踏まえつつ、本措置の適正な運用について引き続き検討を行う。

国土交通省の令和6年3月8日記者発表内容(全文)については、こちらをご覧ください。

▶ https://www.mlit.go.jp/report/press/road01_hh_001772.html



1. 無料措置の実施期間

旧) 令和6年3月31日(日)24時まで



新) 令和7年3月31日(月)24時まで

2. 令和6年4月1日以降のご利用について

現在ご利用いただいている「ふるさと帰還通行カード(緑色)(移動経路に係る証明書をお持ちの方は当該証明書も含まれます。)」は、引き続き令和6年4月1日以降もご利用いただけます。

3. その他

無料措置の詳細については、こちらをご覧ください。

▶ https://www.e-nexco.co.jp/pressroom/cms_assets/pressroom/2024/03/08a/01.pdf



問い合わせ

NEXCO東日本 お客様センター

TEL 0570-024-024 または 03-5308-2424



原発事故による母子避難者等を対象とした無料措置について ～令和7年3月31日まで延長されます～

令和6年3月8日
東日本高速道路株式会社

法令により、原発事故による母子避難者等を対象とした無料措置は、令和7年3月31日(月)まで延長されました。

▶ 原発事故による母子避難者等に対する高速道路の無料措置(復興庁)

<https://www.reconstruction.go.jp/topics/25412.html>



1. 無料措置の実施期間

旧) 令和6年3月31日(日)24時まで



新) 令和7年3月31日(月)24時まで

2. 対象となる方

「母子・父子避難等及びその移動経路に係る証明書」の発行を受けた方(※)

※ 令和6年度に無料措置の対象となる子どもは、原則として、生年月日が平成18年4月1日から平成26年3月31日までの方です。

※ 満18歳に達してから最初の3月31日を過ぎた子どもおよびその父母等は無料措置の対象外となりますので、ご自身で証明書の破棄をお願いします。

※ また、既に証明書をお持ちで、震災前に居住していた市町村へ帰還された方については無料措置の対象外となりますので、ご自身で証明書の破棄をお願いします。

※ 当該証明書の発行については、対象地域の避難元の市町村にお問い合わせください。

3. その他

無料措置の詳細については、こちらをご参照ください。

▶ 原発事故による母子避難者等を対象とした無料措置について

https://www.e-nexco.co.jp/news/important_info/2013/0412/00003633.html



問い合わせ

NEXCO東日本 お客様センター

TEL 0570-024-024 または 03-5308-2424

よくあるご質問（原発事故の警戒区域等に居住されていた方・居住地が特定避難勧奨地点の設定を受けた方を対象とした無料措置および本無料措置の適用に必要なふるさと帰還通行カードについて）

1. 原発事故の警戒区域等に居住されていた方・居住地が特定避難勧奨地点の設定を受けた方を対象とした無料措置について

Q 原発事故の警戒区域等に居住されていた方・居住地が特定避難勧奨地点の設定を受けた方を対象とした無料措置とは何ですか？

法令により、原発事故等の警戒区域等に居住されていた方および居住地が特定避難勧奨地点の設定を受けた方を対象として、対象ICを入口または出口とする高速道路の走行について無料措置を行うものです。

実施期間は、令和7年3月31日(月)までです。

本無料措置の対象車種は軽自動車等・普通車・中型車で、本無料措置の適用には事前に申し込めが必要な「ふるさと帰還通行カード」が必要です。

現在「ふるさと帰還通行カード(緑色)(移動経路に係る証明書をお持ちの方は当該証明書を含みます。)」をお持ちの方は、令和6年4月1日以降も、引き続きお持ちのカードをご利用いただけます。

また、対象となる方のうち、被災時に次の市町村に居住されていた方においては、令和5年11月1日(水)から、上記の対象走行のうち、カード更新時に申請した利用区間の走行に限り対象となりました。

- 田村市、南相馬市(旧警戒区域および帰還困難区域を除く地域)、伊達市、川俣町、広野町、楡葉町、川内村

Q 被災時、警戒区域等以外に住所を有していましたが、現在原発事故の影響で自主的に避難しています。無料措置の対象となりますか？

被災時に国が定める原発事故の警戒区域等に居住されていた方以外は、本無料措置の対象にはなりません。原発事故による母子避難者等を対象とした無料措置については、下記ホームページをご覧ください。

▶ 原発事故による母子避難者等を対象とした無料措置について

https://www.e-nexco.co.jp/news/important_info/2013/0412/00003633.html



Q 特定避難勧奨地点の設定が解除された場合の取り扱いはどうなりますか？

特定避難勧奨地点の設定が解除された場合であっても、当面、居住地が特定避難勧奨地点の設定を受けた方は無料措置の対象となります。

次ページへ続きます 

2. 本無料措置の対象となる走行について

Q 無料措置の対象となるのは、どのような走行ですか？

対象となる方が運転または同乗し、対象ICを入口または出口とし、いずれも「一般」、「ETC/一般」、「サポート」または「ETC/サポート」と表示されたレーンを利用した走行が無料となります。

出口料金所では、原発事故による避難者である旨をお申し出いただき、「ふるさと帰還通行カード」をご提示ください。

また、利用区間が記載された「ふるさと帰還通行カード」が発行される方は、カードに記載された利用区間（証明書が発行される場合は、証明書に記載された利用区間も含まれます。）のICを入口および出口とする走行のみが無料措置の対象となります。

なお、料金所において本人確認を行う場合がありますので、本人が確認できる公的証明書についても、必ず携行してください。

Q 利用区間が記載された「ふるさと帰還通行カード」を利用する際に、記載された利用区間の途中で乗り降りした場合無料となりますか。また、当該区間を越えて走行した場合、越えて走行した区間の料金のみ支払うのでしょうか。

利用区間が記載された「ふるさと帰還通行カード」を利用する際は、カードに記載された利用区間（証明書が発行される場合は、証明書に記載された利用区間も含まれます。）のICを入口および出口とする走行のみが無料措置の対象となります。当該区間の途中で乗り降りした場合や当該区間を越えて走行した場合は、実際に走行した全区間の料金をお支払いいただきます。

（記載の利用区間が【南相馬⇔仙台空港】の場合）

	名取	仙台空港	岩沼	亶理	山元	新地	相馬	南相馬	浪江	
【無料措置の対象となる走行】		●	← 無料措置対象 →					●		
【無料措置の対象とならない走行例】		●	→ 全区間有料 ←							●
登録区間を越えた走行	●	●	→ 全区間有料 ←						●	
	●		→ 全区間有料 ←						●	
	●		→ 全区間有料 ←						●	
登録区間の途中で乗り降りした走行			●	→ 全区間有料 ←				●		
				●	→ 全区間有料 ←			●		
		●	→ 全区間有料 ←						●	

ただし、通行止めにより、当該区間のICを利用できない場合はこの限りではありません。通行止め時の取り扱いについては、次ページをご確認ください。

次ページへ続きます 

Q 無料措置の対象とならない道路や区間はどこですか？

山形道・日本海東北道(湯殿山IC～酒田みなとIC)、東京外環道等のNEXCO均一区間、首都高速など、東北道・常磐道・磐越道と一体で料金を徴収されない高速道路の走行は無料措置の対象外です。

また、これらの道路を経由した後のNEXCO道路の走行についても無料措置の対象外となります。(東北道福島西ICから浦和本線まで走行し、その後東京外環道を経由し、大泉ICから関越道の所沢ICまで走行した場合、東北道福島西IC→浦和本線までは無料措置の対象、東京外環道および関越道大泉IC→所沢ICは無料措置の対象外となります。)

Q NEXCOと接続する地方道路公社の道路も無料措置の対象となりますか？

東北道・常磐道・磐越道と一体で料金を徴収される地方道路公社の区間(宮城県道路公社の仙台松島道路等)も無料措置の対象となります。

なお、茨城県道路公社の常陸那珂有料道路、日立有料道路、千葉県道路公社の銚子連絡道路、青森県道路公社の第二みちのく有料道路などは無料措置の対象外です。

Q 通行止めが発生し途中で高速道路を降りる場合はどうなりますか？

出口において、「ふるさと帰還通行カード」をご提示いただいたうえで、係員に、原発事故による避難者であることをお伝えください。居住地の確認のほか、目的地の確認ができましたら無料の措置をさせていただきます。

詳しくは下記ホームページをご覧ください。

▶**原発事故の警戒区域等に居住されていた方・居住地が特定避難勧奨地点の指定を受けた方の無料措置における通行止め時の取扱い**

https://www.e-nexco.co.jp/news/important_info/2020/0204/00003631.html#stop



Q 車種(軽自動車等、普通車、中型車、大型車、特大車)の限定はありますか？

軽自動車等・普通車・中型車による走行が無料措置の対象となります。

なお、令和4年4月1日から、大型車、特大車による走行は無料措置の対象外となり、カードを提示しても通行料金をお支払いいただきますのでご注意ください。

Q 車両は自己所有車ではなく、レンタカーでも無料措置の対象となりますか？

対象となります。

次ページへ続きます 

3. 「ふるさと帰還通行カード」の申込方法について

Q 「ふるさと帰還通行カード」の申込方法は？

ふるさと帰還通行カード利用申込書に必要事項記載の上、所定の本人確認書類の原本とともに、東日本大震災発生時に住所のあった自治体の窓口にお持ち込みください。また、郵送による申し込みを受け付けております。

▶ カード更新の申請手続き・新規申込手続きについて

https://www.e-nexco.co.jp/news/important_info/2023/0320/00012369.html



Q 「ふるさと帰還通行カード」利用申込書の入手方法は？

新規で「ふるさと帰還通行カード」を申し込みされる方へは、利用申込書を弊社から送付いたしますので、NEXCO東日本お客さまセンターにご連絡ください。

「ふるさと帰還通行カード(桃色・令和5年11月1日以降利用できません)」をお持ちの方には、お届けいただいている住所宛てに、カード更新の申請手続きに必要な申込書を、簡易書留にて送付しています。申込書がお手元でない方は、現在お持ちのカードをお手元にご用意の上、NEXCO東日本お客さまセンターにご連絡ください。

詳細については、上記記載のホームページ「カード更新の申請手続き・新規申込手続きについて」をご覧ください。

Q 自治体の受付窓口で提示する本人確認書類とは？

以下(1)または(2)いずれかの書面をご提示ください。

(1) 顔写真つきの書類を1点以上提示する方法

マイナンバーカード、運転免許証、写真つきの住民基本台帳カード、パスポート、障がい者手帳、国または地方公共団体が発行した顔写真付きの身分証明書 など

(2) 以下1. を2点提示する方法

1. 顔写真の無い住民基本台帳カード、健康保険証や年金手帳など、国または地方公共団体が発行したもの

(3) 上記1. と以下2. を1点ずつ提示する方法

2. 学生証、法人が発行した身分証明書のうち写真付きのもの、1. に掲げる書類を除く国または地方公共団体が発行した資格証明書のうち写真付きのもの

※なお、本人確認書類につきましては、申請先の自治体窓口の判断となりますので、上記以外の証明書類を提示した場合の可否については、申請される自治体の窓口にお問い合わせください。

次ページへ続きます 

Q 郵送での受け付けはできませんか？

遠方にお住まいの方などで自治体窓口での申請が難しい場合は、郵送での申し込みも可能です。なお、自治体窓口への郵送にかかる郵便代は自己負担となりますのでご注意ください。

Q 代理人による申請はできませんか？

代理の方による申請も可能です。

申し込みされる方と同一世帯の方による代理人申請の場合には、申し込みされる方全員のカード申請書および本人確認書類(原本)および代理で申請に来られる方の本人確認書類(原本)が必要となります。

また、**同一世帯以外の方による代理人申請の場合**、上記に加え、申し込みされる方からの委任状が必要となります。なお、委任状については特段の様式はありませんが、下記委任状の様式をご活用ください。

▶委任状[PDF]

https://www.e-nexco.co.jp/news/cms_assets/news/2023/03/20/01.pdf



Q インターネットでの申し込みはできませんか？

原則窓口でのご提出としており、また、申請書への写真の添付や各種書面による本人確認が必要であることからインターネット上での申し込みは行っていません。

Q 申し込みから「ふるさと帰還通行カード」の発行までどのくらい時間がかかるのでしょうか？

新規申し込み・更新申し込みともに、発行までおおむね3週間程度時間をいただいています。「ふるさと帰還通行カード」がお手元に届くまでの間は無料措置の対象になりませんので、ご注意ください。

Q 申し込んだのに「ふるさと帰還通行カード」が手元に届かないのですが。

発行状況をお調べしますので、NEXCO東日本お客さまセンターにお問い合わせください。

Q 料金所では、「ふるさと帰還通行カード」の利用申込みを受け付けていますか？

料金所では受け付けを行っていません。また、申込書の配布もしていません。

次ページへ続きます 

4. 料金所の通行方法について

Q 「ふるさと帰還通行カード」の利用方法は？

入口料金所では「一般」、「ETC/一般」、「サポート」または「ETC/サポート」と表示されたレーンで通行券をお取りいただき、出口料金所では「一般」または「ETC/一般」と表示されたレーンで料金所係員に通行券と「ふるさと帰還通行カード」をお渡してください。

なお、出口料金所が無人の料金精算機であった場合は、「ふるさと帰還通行カード」を挿入する前に、係員呼び出しボタン(またはレバー)を使用し、係員を呼び出しその指示に従ってください。出口料金所が「サポート」または「ETC/サポート」と表示されたレーンの場合、インターフォンなどで原発事故による避難者である旨を係員にお伝えください。

なお、「ETC/一般」および「ETC/サポート」と表示されたレーンをご利用いただく際は、ETCカードは抜いてご通行ください。

また、**利用区間が記載された「ふるさと帰還通行カード」の方は、カードに記載された利用区間(証明書が発行される場合は、証明書に記載された利用区間も含まれます。)のICを入口および出口とする走行のみが無料措置の対象となります。**証明書に記載された区間をご利用される際は、当該証明書も出口料金所で必要です。

※料金所において本人確認を行う場合がありますので、本人確認ができる公的証明書の原本を必ず携帯してください。

Q 本人確認ができる公的証明書とは何ですか？

公的機関などが発行するもので、かつ、他人への発行を前提としていないもので、具体的には以下の書面となります。

運転免許証、パスポート、住民基本台帳カード(顔写真あり)、健康保険証、年金手帳、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、小型船舶操縦免許証、船員手帳、後期高齢者医療被保険証、介護保険証、宅地建物取引士証(旧宅地建物取引主任者証)、無線従事者免許証、顔写真付きの個人番号カード(マイナンバーカード)、運転経歴証明書

なお、以下の書面は、本人が確認できる書面としては無効となりますのでご注意ください。

例) 住民票の写し、学生証、タスポ、公共料金の領収書、
国民健康保険・後期高齢者医療一部料金等免除証明書 など

Q 領収書・利用証明書は発行されますか？

本無料措置は料金を徴収しない車両としての取り扱いになりますので、領収書は発行できません。ただし、利用証明としての発行をご希望の方には、料金所事務室等で手書きの利用証明書の発行を行います。なお、事後に利用証明書の発行はできませんので、必ず出口料金所で速やかにお申し出ください。

次ページへ続きます 

Q ETC走行した場合、無料措置の対象となりますか？

ETC走行された場合は、本無料措置の対象とはなりません。入口、出口ともに「一般」、「ETC/一般」、「サポート」または「ETC/サポート」と表示されたレーンをご利用ください。

入口では必ず通行券をお取りいただき、出口では原発事故による避難者であることをお申し出いただいたうえ、「ふるさと帰還通行カード」をご提示ください。

「ETC/一般」または「ETC/サポート」と表示された混在レーンを通行する場合、ETCカードを車載器に挿入していると、ETC走行となりますのでご注意ください。なお、ETC車載器に「ふるさと帰還通行カード」を挿入しても、カードが読み取れずエラーとなります。

Q なぜETCでの利用ができないのでしょうか？

本無料措置は、措置が適用される車両にカード利用者本人が運転または同乗している必要があります。

ETC走行された場合はそれを確認できないため、「一般」、「ETC/一般」、「サポート」または「ETC/サポート」と表示されたレーン(料金精算機も含む)のご利用をお願いしています。

Q ETC走行してしまった場合は、後からの申し出で無料措置の対象となりますか？

入口でETC走行された後の無料措置適用およびETC走行ご利用後の払い戻しには応じかねます。

Q スマートICを利用して無料措置の対象となりますか？

スマートICはETC走行でのみご利用いただけるICですので、無料措置の対象とはなりません。

Q ETC専用料金所を利用して無料措置の対象となりますか？

ETC専用料金所においては、「サポート」または「ETC/サポート」と表示されたレーンをご利用いただくことで、無料措置の適用を受けられます。

Q 本無料措置の利用方法を知らなかったのに料金を払いました。返金できますか？

通行料金お支払い後の払い戻しには、応じかねます。

Q 「ふるさと帰還通行カード」(または利用区間が記載された証明書)を忘れた(提示しなかった)場合は、後から提示することで返金となりますか？

通行料金お支払い後の払い戻しには、応じかねます。必ず通行時に「ふるさと帰還通行カード」(または利用区間が記載された証明書)をご提示ください。

次ページへ続きます 

5. 「ふるさと帰還通行カード」のその他手続きについて

Q 「ふるさと帰還通行カード」(または利用区間が記載された証明書)を紛失・盗難・破損したのですが。

「ふるさと帰還通行カード」(または利用区間が記載された証明書)の再発行をいたしますので、NEXCO東日本お客さまセンターにご連絡ください。

Q 登録している利用区間を変更・追加・削除したいのですが。

NEXCO東日本お客さまセンターにご連絡ください。弊社から利用区間変更申込書を送付いたしますので、申込書に記入の上、被災時に居住されていた自治体窓口へお申し込みください。

なお、利用区間の追加・変更の場合、手続きが完了し、追加・変更後の「ふるさと帰還通行カード」または利用区間が記載された証明書が発行されるまで、当該区間は利用できません。

Q 申込書に記載した事項(氏名・住所・電話番号)に変更があったのですが。

NEXCO東日本お客さまセンターにご連絡ください。電話で変更内容の受け付けを行います。

6. その他

Q 「ふるさと帰還通行カード」は自治体における手続きなどの本人確認書面として利用できますか？

「ふるさと帰還通行カード」は「原発事故の警戒区域等に居住されていた方を対象とした無料措置」を受けるために必要なカードです。自治体における各種手続き等の本人確認書面としてはご利用いただけません。

Q 令和7年度以降の無料措置は継続しますか？

原発事故の警戒区域等に居住されていた方・居住地が特定避難勧奨地点の設定を受けた方を対象とした無料措置は、令和7年3月31日までとされており、国から令和7年4月1日以降の取り扱いについては示されておりません。

Q 母子避難の無料措置はカード化の対象とはなりませんか？

母子避難の無料措置については、現在のところカード化の予定はありません。

問い合わせ

NEXCO東日本 お客さまセンター

TEL 0570-024-024 または 03-5308-2424

東日本大震災 黙^{とう}禱及び献花

3月11日(月)午後2時45分から、総合福祉センター1階ロビーで、三条市主催で東日本大震災黙禱及び献花が行われ、避難者や三条市民の皆さんなど約30人が参列しました。

地震発生時の午後2時46分から1分間、犠牲になられた方々のご冥福を祈り黙^{とう}を捧げた後、献花しました。



令和六年三月十一日
東日本大震災
黙禱及び献花



県外避難者の受入状況

市町村把握分

市町村	人数	市町村	人数	市町村	人数
新潟市	744	燕市	49	聖籠町	-
長岡市	168	糸魚川市	3	弥彦村	7
三条市	54	妙高市	5	田上町	-
柏崎市	439	五泉市	16	阿賀町	-
新発田市	135	上越市	23	出雲崎町	-
小千谷市	7	阿賀野市	31	湯沢町	7
加茂市	9	佐渡市	23	津南町	-
十日町市	12	魚沼市	2	刈羽村	21
見附市	14	南魚沼市	-	関川村	-
村上市	30	胎内市	26	粟島浦村	-
		合計	1,825		

(前月 1,831)

2月29日現在

区分	人数
1 公営住宅・雇用促進住宅等	5
2 借上げ仮設住宅	26
3 賃貸住宅・持家・親戚知人宅等	1,794
1+2+3 (市町村把握分)	1,825
4 病院	0
5 社会福祉施設	3
合計	1,828

(前月 1,834)

問い合わせ

防災局 防災企画課 防災事業係

TEL 025-282-1606

避難先住所等の届け出について

東日本大震災に伴い避難されている方で、次のような場合は、全国避難者情報システム(避難者名簿)に登録されている内容を変更する必要がありますので、ご連絡ください。

- ・ 転居したので住所が変わった(変わる予定である)
- ・ 家族構成が変わった
(子が進学などで転出、帰還した家族がいる など)
- ・ 避難生活が終了した(避難の意思を有しなくなった)

連絡先

三条市 福祉課 福祉・公営住宅係

TEL 0256-34-5405

三条市に避難している世帯数と人数(2024.3.13現在)

市町村名	世帯数	人数
小高区	13	33
原町区	3	3
南相馬市 計	16	36
浪江町	3	10
双葉町	1	1
郡山市	3	7
合計	23	54

発行/三条市総務部政策推進課 三条市旭町二丁目3番1号
Tel 0256-34-5511